

## 看護職員の配置基準等について

- ・ 医療法における病院の看護職員の配置基準 . . . . . 1
- ・ 診療報酬における看護職員の配置基準 . . . . . 2
- ・ 介護保険関連施設の配置基準 . . . . . 3
- ・ 福祉関連施設の配置基準 . . . . . 4

医療法における病院の看護職員の配置基準

病 床 区 分		入院患者数：看護職員数	経 過 措 置
一 般 病 床		3：1	へき地病院又は200床未満の病院は 平成18年2月末まで4：1
療 養 病 床		6：1	
精 神 病 床	大学附属病院（特定機能病院を除く。）並び に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉 科を有する100床以上の病院	3：1	
	上記以外の病院	4：1	当分の間、5：1（補助者と合わせて4：1） 旧法の特例許可を受けている病院については 平成18年2月末まで6：1
感 染 症 病 床		3：1	へき地病院又は200床未満の病院は 平成18年2月末まで4：1
結 核 病 床		4：1	旧法の特例許可を受けている病院については 平成18年2月末まで6：1

## 診療報酬における看護職員の配置基準

<b>一般病床</b> 一般病棟入院基本料 特定機能病院入院基本料(一般病棟) 専門病院入院基本料 障害者施設等入院基本料 救命救急入院料 特定集中治療室管理料 ハイケアユニット入院医療管理料 新生児特定集中治療室管理料 総合周産期特定集中治療室管理料 広範囲熱傷特定集中治療室管理料 特殊疾患入院医療管理料 小児入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料 亜急性期入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料 老人一般病棟入院医療管理料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%) 3.5:1(40%) 4:1(40%) 2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%) 2:1(70%), 2.5:1(70%), 2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%), 3.5:1(40%), 4:1(40%) 常時 2:1(100%), 常時 必要数(100%) 常時 2:1(100%) 常時 4:1(100%) 常時 3:1(100%) 常時 3:1(100%) 常時 2:1(100%) 4:1 (20%) 1.5:1(100%), 2:1(70%) 3:1 (40%) 2.5:1(70%) 1.5:1(100%) 6:1
<b>療養病床</b> 療養病棟入院基本料 回復期リハビリテーション病棟入院料 特殊疾患療養病棟入院料 [介護報酬]指定介護療養型医療施設	5:1 (20%) 3:1 (40%) 4:1 (20%) 6:1 (20%)
<b>結核病床</b> 結核病棟入院基本料 特定機能病院入院基本料(結核病棟)	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%), 3.5:1(40%), 4:1(40%) 5:1(40%), 6:1(40%) 2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%)
<b>精神病床</b> 精神病棟入院基本料 特定機能病院入院基本料(精神病棟) 精神科救急入院料 精神科急性期治療病棟入院料 精神療養病棟入院料 老人性痴呆疾患治療病棟入院料 老人性痴呆疾患療養病棟入院料 特殊疾患療養病棟入院料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%), 3.5:1(40%), 4:1(40%) 5:1(40%), 6:1(40%) 2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%) 2:1(100%) 2.5:1(40%) 3:1(40%), 6:1(20%) , 6人 6:1(20%) 6:1(20%) 4:1 (20%)
<b>感染症病床</b> 一般病棟入院基本料 特定機能病院入院基本料(一般病棟) 一類感染症入院医療管理料	2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(40%) 3.5:1(40%) 4:1(40%) 2:1(70%), 2.5:1(70%), 3:1(70%) 常時 2:1(100%)

\* ( )は看護師比率を示す

介護保険における居宅及び施設サービスの人員基準

区 分	人員基準
介護老人保健施設	3 : 1 (看護職員又は介護職員) 看護職員数は、看護・介護職員数の7分の2
介護老人福祉施設	入所者                      30人未満                      1人 30人～ 49人                      2人 50人～179人                      3人 (130人を超えて50人毎に1人を加える)。
訪問看護ステーション	2.5人

## 福祉施設の配置基準

<p>&lt;児童福祉法&gt;</p> <p>肢体不自由児施設 3:1</p> <p>重症心身障害児施設 3:1</p> <p>第1種自閉症児施設 3:1</p> <p>第2種自閉症児施設 20:1</p> <p>第1種助産施設 3:1</p> <p>乳児院            入所児10人未満 1人            入所児10人以上 2人</p> <p>&lt;身体障害者福祉法&gt;</p> <p>肢体不自由者更生施設 常時1人</p> <p>視覚障害者更生施設 常時1人</p> <p>聴覚・言語障害者更生施設 常時1人</p> <p>内部障害者更生施設            入所者50人未満 1人            入所者50人～100人未満 2人            入所者100人～140人未満 3人</p> <p>身体障害者療護施設            入所者50人未満 2人            入所者50人～60人未満 3人            入所者60人～80人未満 4人            入所者80人～150人未満 5人            入所者150人～180人未満 6人</p>	<p>&lt;知的障害者福祉法&gt;</p> <p>知的障害者入所更生施設 常時1人</p> <p>知的障害者入所授産施設 常時1人</p> <p>&lt;精神保健及び精神障害者福祉に関する法律&gt;</p> <p>精神障害者福祉工場 1人</p>
--	--

\* 看護職員を必置でない施設を除く